

職員の懲戒処分について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分年月日

令和6年9月20日

2 対象者

職名	所属部名	性別
主任職	都市整備部	男性

3 非違行為の概要

令和6年2月7日の勤務時間内に同僚職員と口論になった際に、当該職員に対し暴言を発したものを。

4 処分の内容

戒告

5 本件に係る市長コメント

職員に対しては、公務員としての自覚、規律ある行動について、様々な機会を通じて注意喚起をしまいましたが、この度、職員がこのような事故を起

こしたことは、市民の市政に対する信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが再び起こることのないよう、職員の服務規律及び法令遵守の徹底を図り、市民の皆様の信頼の回復に努めてまいります。